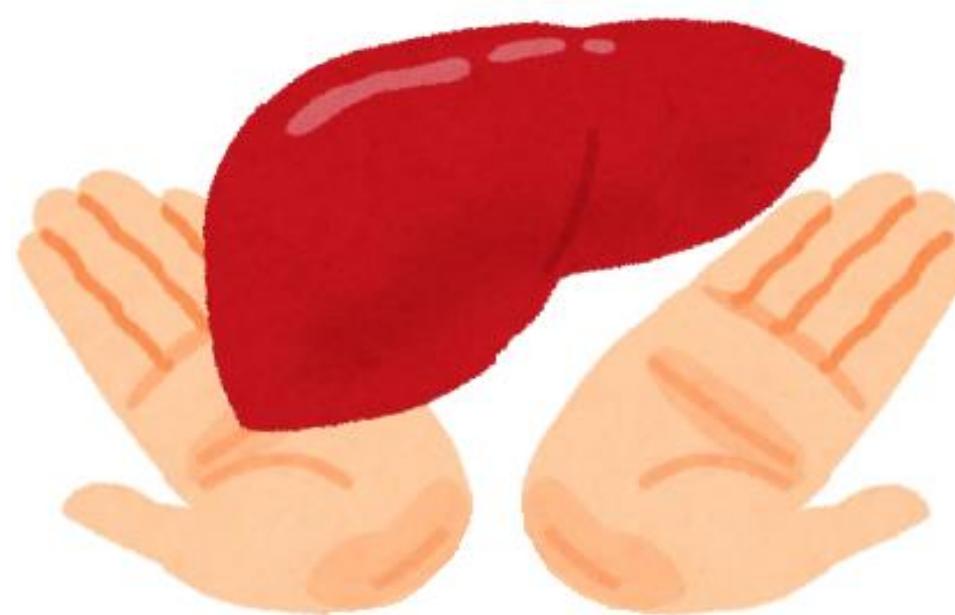


肝がん・重度肝硬変の医療費は、
助成が受けられます



治療2月目から
入院も通院も
助成が受けられます

B型
・
C型

肝炎ウイルス
が原因の

(※)

- 令和3年4月から、助成対象に「通院」が追加
- 令和6年4月から、治療「2月目」から助成

次の方が対象です

肝がん・重度肝硬変で入院または通院※

B型・C型肝炎ウイルスが原因の肝がん・重度肝硬変と診断され、
入院治療または通院治療を受けており、年収約370万円以下である
こと等が条件となります。

※通院は「分子標的薬を用いた化学療法」・「肝動注化学療法」・「粒子線治療」に係る医療費が対象です。

その他、助成を受けるための条件があります。
詳しくは、本パンフレットをご確認ください



©2014 大阪府もずやん

医療費助成の条件について

B型・C型肝炎ウイルスが原因の肝がん・重度肝硬変で入院または通院された場合には、医療費の助成が受けられます。助成には下記の条件がありますので、該当する場合には、大阪府またはお住まいの地域を管轄する保健所までお問い合わせください。

✓ 条件1：肝がん・重度肝硬変で入院又は通院※

B型・C型肝炎ウイルスが原因の肝がん・重度肝硬変と診断され、入院治療又は通院治療を受けており、年収約370万円以下であること等が条件となります。入院又は通院をされたら、まず大阪府または医療機関の窓口などにお問い合わせください。また、医療費の助成を受ける際に必要となる「医療記録票」を医療機関に記載してもらってください。

※通院は「分子標的薬を用いた化学療法」・「肝動注化学療法」・「粒子線治療」に係る医療費が対象です。

✓ 条件2：一定額以上を窓口で負担

入院又は通院による医療費の自己負担額が高額療養費の基準額を超える必要があります。

✓ 条件3：参加者証の取得

条件1、2を満たした月が、当該月を含む直近24月で1月となつた場合、【指定医療機関】に「臨床調査個人票」に記載してもらい、「医療記録票」の写し等を用意し、参加者証の交付を申請してください。入院又は通院している医療機関が、【指定医療機関】に指定されていない場合は、【指定医療機関】を紹介してもらうなどしてください。なお、参加者証の交付を受けるには、このほかに収入に関する条件（※次ページの表を参照）があります。

肝炎情報センターの「肝炎医療ナビゲーションシステム（肝ナビ）」から、全国の指定医療機関を検索できます



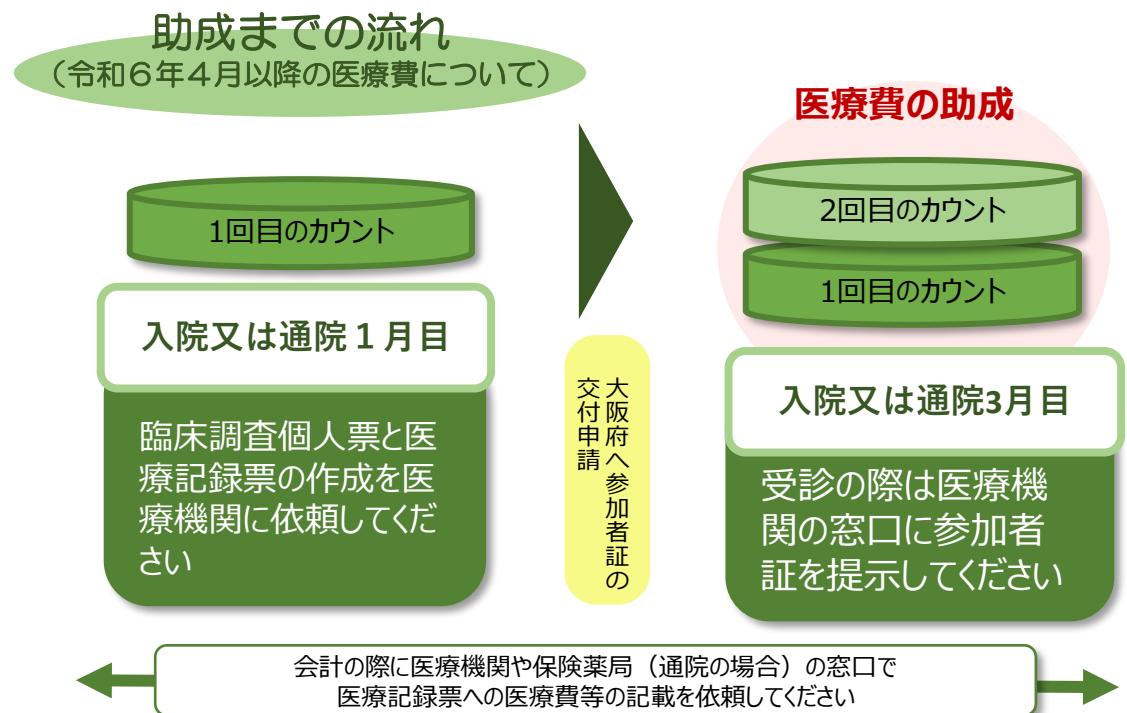
✓ 条件4：医療費の助成

条件1～3を満たしたうえで、【指定医療機関】における高額療養費の基準額を超える入院医療又は通院医療※1の受療が過去24月で2月目以降※2となつた場合は、医療費の助成を受けることが出来ます。

<カウントの考え方>

※1 通院は、令和3年4月以降の医療分をカウントします。（入院は令和3年3月以前もカウントします）

※2 令和6年4月以降の医療費については、「過去24月で2月目以降」が助成対象になります。（令和6年3月以前の医療費については、「過去12月で3月目以降」が助成対象になります。）なお、カウントする場合、連続した2月（3月）である必要はありません。



<参加者証の申請窓口>

お住まいの地域を管轄する保健所

（大阪市は各区保健福祉センター、堺市・東大阪市は各保健センター、寝屋川市は保健福祉センター）

「参加者証」の申請に必要な書類

● チェックリスト ●

申請に必要な書類は、年齢によって変わります。まず最初に申請される方の年齢を下記よりお選びください。また、記載している書類は一般的なものであり、記載以外の書類等の提出を求める場合があります。

申請される方が**70歳未満**の場合

- 臨床調査個人票及び同意書
- 申請される方の氏名が記載された医療保険の被保険者証の写し
- 限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の写し
- 申請される方の住民票の写し
- 医療記録票の写し等

申請される方が**70歳以上75歳未満**の場合

- 臨床調査個人票及び同意書
- 申請される方の氏名が記載された医療保険の被保険者証と高齢受給者証の写し
- 限度額適用・標準負担額減額認定証の写し（所得区分が「一般」にあたる者を除く）
- 申請される方と世帯全員の住民税課税・非課税証明書類（所得区分が「一般」にあたる者）
- 申請される方の住民票の写し（所得区分が「一般」にあたる者は、申請者及び申請者と同一の世帯に属するすべての方について記載のある住民票の写し）
- 医療記録票の写し等

申請される方が**75歳以上**の場合

- 臨床調査個人票及び同意書
- 申請される方の氏名が記載された後期高齢者医療被保険者証の写し
- 限度額適用・標準負担額減額認定証の写し（所得区分が「一般」にあたる者を除く）
- 申請される方と世帯全員の住民税課税・非課税証明書類（所得区分が「一般」にあたる者）
- 申請される方の住民票の写し（所得区分が「一般」にあたる者は、申請者及び申請者と同一の世帯に属するすべての方について記載のある住民票の写し）
- 医療記録票の写し等

※「収入に関する条件」とは、下表の年齢区分に応じた階層区分のことを指します

年齢区分	階層区分
70歳未満	医療保険者が発行する限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証の所得額の適用区分が 工 又は 才 に該当する方
70歳以上75歳未満	医療保険者が発行する高齢受給者証の一部負担金の割合が 2割 とされている方
75歳以上	後期高齢者医療被保険者証の一部負担金の割合が 1割・2割 とされている方

(注) 65歳以上75歳未満であって後期高齢者医療制度に加入している方のうち、後期高齢者医療被保険者証の一部負担金の割合が1割・2割とされている方を含む

医療費の助成方法について

入院の場合

窓口での自己負担額が1万円となります

※ただし、参加者証を窓口に提示できない場合は、一部負担金（3割等の金額）を支払い、後日、助成額の**償還請求**を大阪府に対して行ってください。

通院の場合

償還払いでの自己負担額が1万円となります



窓口では一部負担金（3割等の金額）を支払い、後日、助成額の**償還請求**を大阪府に対して行ってください。

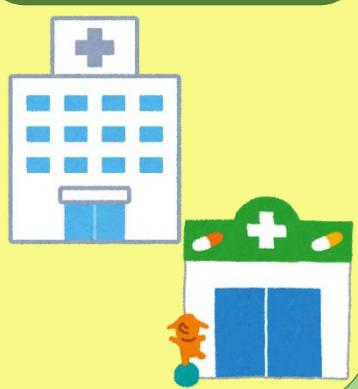
通院の場合は、入院の場合と異なり、医療費を
いったんご自身でご負担いただくこととなります
のでご注意ください。



● 償還請求は、下記の流れで行います ●

※請求から入金までに2か月程度要します

医療機関 保険薬局



①支払い
(一部負担金)

通院の場合は、
一部負担金
(3割等の金額) を
窓口で支払います

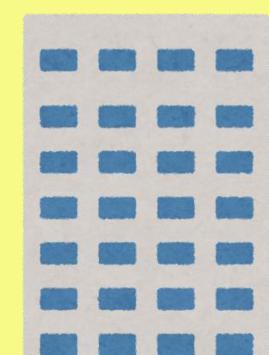
患者さん



②償還請求
(郵送)

③償還払い
(助成額)

大阪府



※高額療養費は、医療保険者から給付されます。医療保険者によっては請求手続きが必要な場合がありますので、医療保険者にご確認ください。

償還請求時に提出する書類

- 肝がん・重度肝硬変治療医療費請求書
- 請求者の氏名が記載された被保険者証、高齢受給者証又は後期高齢者医療被保険者証の写し
- 請求者の参加者証の写し
- 医療記録票の写し
- 償還請求の対象月において受診した全ての医療機関、保険薬局が発行した領収書及び診療明細書
- その他、知事が申請内容の審査に必要と認める書類

<償還請求の提出（郵送）先>

大阪府健康医療部健康推進室健康づくり課 生活習慣病・がん対策グループ
〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目 電話：06-6941-0351（代表）

※来庁による受付は行っておりません

